

発議案第28号

虚偽の陳述に対する告発について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月28日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	緑 川 利 行	印
	同	大 塚 裕 介	印
	同	小 澤 宏 司	印
	同	木 下 映 実	印
	同	菅 野 文 男	印
	同	西 村 幸 吉	印
	同	林 隆 文	印
	同	堀 口 明 子	印
	同	山 口 勇	印

提案理由

地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を付与された「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」で実施した証人尋問においてなされた秋葉就一氏の証言に虚偽である箇所が認められたことから、同条第9項に基づき千葉地方検察庁に告発する。

これが、本案を提出する理由である。

虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第100条第9項の規定により、次のように告発する。

1 告発人及び被告発人

(1) 告発人

八千代市議会議長 嵐 芳 隆

(2) 被告発人

秋 葉 就 一

2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第100条第7項に該当すると認められるので、同条第9項の規定により告発する。

3 告発の事実

本市議会は、平成27年10月7日に開催された臨時会において「秋葉市長の公文書改ざんに関する調査特別委員会」に、地方自治法第100条第1項の規定に基づく権限を委任し、本件調査のため同項の規定により被告発人を関係人として、平成27年11月24日及び平成28年2月12日に証人尋問を行った。

その際、被告発人は、「開示請求を受けた後、数日以内に、職員に部長会議の会議録の決裁の有無を確認し、庁議規則第7条の解釈の説明を職員から受けたことから、開示請求を受けた直後は、10月1日の部長会議の会議録は未完成、いわゆる9頁会議録は下書きとの認識に至った」旨証言をした。

しかしながら、関係職員への証人尋問により、被告発人から部長会議の会議録の決裁の有無の確認を問われた事実や、被告発人に対し庁議規則第7条の解釈の説明をした職員は存在しないことがわかった。

そもそも、被告発人から部長会議の会議録の決裁の有無の確認を求められた職員や、被告発人に対して庁議規則第7条の解釈の説明を行う職員は、証人尋問を行った者以外にあり得ないことであるが、被告発人は、証人喚問の中で、そのやりとりをした職員の名前を挙げるができなかった。また、9頁会議録を下書きとしたのは、開示請求者に、いわゆる4頁会議録を開示した際、開示請求者が9頁会議録を持っていることをほのめかしたことにより職員が考えたつじつま合わせであり、職員は当初から9頁会議録は下書きという認識や未完成という認識ではなかった。このことは開示請求者が情報公開審査会に提出した意見書の中でも述べられている。さらに、庁議規則第7条については、情報公開審査会の審議において庁議規則第7条の話が全く出てきていないことから、職員が庁議規則第7条を特段、意識せず、部長会議の会議録の作成、保存の事務を行っていたと言える。

以上のことにより、被告発人の「開示請求を受けた後、数日以内に、職員から、部長会議の会議録の決裁の有無を確認し、庁議規則第7条の解釈の説明を受け、10月1日の部長会議の会議録は、開示請求を受けた直後は、未完成、いわゆる9頁会議録は下書きとの認識に至った」旨の証言は、虚偽の陳述をしたものである。